

専攻科・特別の課程等の設置及びこれに伴う教員任用についての
臨時監査結果報告書について

2019年 10月 30日
公立大学法人下関市立大学

公立大学法人下関市立大学の監事により臨時監査が実施された「専攻科・特別の課程等の設置及びこれに伴う教員の任用について」の臨時監査結果報告書を本日（2019年10月30日）受け取りました。

この臨時監査結果報告書では「役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれは認められなかった。法、他の法令、下関市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとは認められなかった。」とされています。

公立大学法人下関市立大学としましては、これまでも法令、下関市の条例及び規則並びに本法人の定款に則り、事務を進めてまいりましたが、このたび監事にあらためてご確認いただけたものと考えています。

今後も法令、下関市の条例及び規則並びに本法人の定款を順守し、引き続き専攻科・特別の課程の設置にむけて準備を進めてまいります。

記

- 1 公立大学法人下関市立大学監事
山元 浩（弁護士） 藤井 幸郎（税理士）
- 2 臨時監査の期間
2019年7月24日から臨時監査結果報告書提出まで

- 3 監査の種類及び実施項目
 - ・臨時監査
 - ・専攻科・特別の課程等の設置及びこれに伴う教員の任用について

- 4 監査の方法
 - 書類調査及び聞き取り

- 5 監査報告書（写）
 - 別添「臨時監査結果報告書」

問合せ

公立大学法人 下関市立大学 事務局

事務局長 砂原 雅夫

TEL 083-252-0288

※臨時監査結果報告書の内容については以下にお問合せ下さい

山元浩法律事務所

弁護士 山元 浩

TEL 083-222-7001

令和元年10月30日

公立学校法人下関市立大学
理事長 山 村 重 彰 様

監事

山元 若 

監事

藤井 孝郎 

臨時監査結果報告書

第1 結論

監事らは専攻科・特別の課程等の設置及びこれに伴う教員の任用について臨時監査を実施した。

公立大学法人下関市立大学監事監査規程13条に定める事実についての監事の意見は次のとおりである。

- (1) 役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとは認められなかった。
- (2) 法、他の法令、下関市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとは認められなかった。

よって同規程9条に基づき本報告書を提出する。

付記

理事長側の手続が拙速であり、手続に対して教授側に強い抵抗感があることは理解できた。同時に、教授側にも専攻科の設置の必要性や今回任用される教員（以下、当該教員とする）の適格性について、理解しようとする姿勢を持っていただく必要があると感じたところである。今後、理事長としても、専攻科設置の必要性や当該教員の適格性について、教授側に対して丁寧に説明し、その理解を得るよう努力していただきたい。

第2 理由

- 1 専攻科・特別の課程等を設置するうえで準拠すべき手続規定は定款9条2項及び定款第18条1項6号である。よって、経営審議会の議を経て、理事長が専攻科・特別の課程等の設置の決定をしたことについて法、他の法令、下関市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実は認められなかった。また、設置自体が著しく不当であるとは認められなかった。
- 2 教員の任用手続については、下関市立大学教員選考規程がある。その第10条によると、学長は、同規程第9条2項の規定に基づき教授会の意見を聴いて任用につき適当と認めるときは、教育研究審議会に審議を求め、承認されたときは、理事長に任用を申し出て、この申し出がなされたときは、「当

該任用を行うものとする」(第10条3項)とされている。これは、教員選考規程に基づく手続に従い学長が任用を申し出た場合に、理事長に対しその者を任用するよう一定の拘束を加えるとする規程である。学長自身が、この規程に従うことなく、直接適当と認める者を理事長に任用するよう求めることを禁止してはいない。その場合は、学長の申し出について理事長が拘束されることはないが、理事長が申し出のあった者を任用することも禁止されていない。

ただし、教員の任用については定款9条3項により教育研究審議会の「議を経る」べきものとされている。本件任用については、令和元年6月25日及び26日に教育研究審議会を議題を明記して招集しているが、委員の審議拒否があり、定足数を充足せず、審議会は開催されなかった。監事としてはこの手続をもって任用人事の内定について議を経たと認定するが、教育研究審議会が開催できないほど多数の反対がある状態で内定することについての妥当性については疑問なしとしない。

さらに令和元年9月20日に任用人事の決定の審議のために教育研究審議会が開催されたが、これも委員の多数が審議拒否をしたため定足数を充足せず、審議会は開催されなかった。監事としてはより慎重な審議を行い、教育研究審議会の理解を求めようとしたことを評価するとともに、この手続をもって任用人事の決定についても議を経たと認定する。

諸事情を考慮しても、本大学の教員らが専攻科・特別の課程等の設置及びこれに伴う本件人事(以下本件人事等とする)の手続に対して疑問を表明することについては理解できる面があると言わざるを得ない。しかし、同時に本件人事等についてはその必要性があることは監事らとしても理解できるものであるし、本大学の定款からしても、専攻科・特別の課程等の設置の必要性は経営の問題として経営審議会の議を経て理事長が判断するべきものであるところ、経営審議会の議を経ており、こちらでは賛成されている。

さらに、当該教員の業績については、本大学の教員らにも一定の資料は示されているにもかかわらず、教員らからその適格性について、これに疑いを差し挟むべきとの具体的な意見は述べられていない。また、当該教員の業績はその資料から確認できる範囲では客観的に適格性を欠くものと認めるべき事情が見当たらない。これらの事情からしてこれを任用するべきとした学長の判断及びこれに従った理事長の決定については、これが著しく不当であるとは到底認められない。

- 3 以上のとおり、専攻科・特別の課程等の設置及びこれに伴う教員の任用について公立大学法人下関市立大学監事監査規程13条に定める事実があるとは認められないので、その旨報告する。

以上